和歌山城天守閣前売店
管理・運営事業者募集

実施要項

令和８年１１月

和歌山市

目　次

１　募集の概要・・・

1　募集の概要

（1）名　称

この募集の名称は「和歌山城天守閣前売店管理・運営事業者募集」とする。

（2）目　的

この募集は、和歌山城天守閣前売店を、民間事業者の優れたアイデアや経営ノウハウにより運営することで、和歌山城の歴史や文化を活かした企画やおもてなしを創出し、来城者の便益向上を目的とする。

（3）事務局

和歌山市　産業交流局　観光国際部　和歌山城整備企画課

「和歌山城天守閣前売店管理・運営事業者募集」担当

住所：和歌山市一番丁３番地　わかやま歴史館１階

電話／ＦＡＸ：０７３－４３５－１０４４／０７３－４３５－１１５０

メールアドレス：wakayamajo@city.wakayama.lg.jp

（4）受付時間

提出書類等の受付を含め、すべての事務取扱は、午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

（5）日程

実施要項公表	：	令和８年１１月１６日（月）
説明会参加申込受付	：	令和８年１１月２４日（火）から １１月２７日（金）まで（必着）
説　明　会	：	令和８年１２月３日（木）
参加資格確認申請書受付	：	令和８年１２月　１０日（木）から １２月　１４日（月）まで
参加資格確認通知書送付	：	令和８年１２月１７日（木）（予定）
質問受付	：	令和８年１１月１６日（月）から １２月２４日（木）まで
企画提案書提出	：	令和９年　１月１８日（月）から １月２０日（水）まで
企画提案評価会	：	令和９年　１月下旬（予定）
結果通知	：	令和９年　２月上旬（予定）
申請及び許可	：	令和９年　５月中
営業開始	：	令和９年　６月　１日（火）

2　事業の概要

（1）事業概要

和歌山市の中心的な観光地である和歌山城天守閣前にある売店（以下「売店」という。）を事業者の創意工夫により管理・運営することにより、和歌山城公園の魅力向上を目指す。

（2）売店の概要

①　所　　在　　和歌山市一番丁３番地　和歌山城公園内

②　構造及び面積　　木造平家建　１３３．６６㎡

（うち、厨房面積１２．５３㎡、更衣室バックヤード１３．２５㎡）

③　築 年 数 等　　昭和３３年１０月新築（平成３０年３月改修工事施工）

④　使 用 料 金　　年額　２８９，０８０円（月額　２４，０９０円）

※　物価上昇等の影響で、使用料金が変動する場合があります。

⑤　使 用 用 途　　飲食店、物品販売店、無料休憩所

⑥　既 存 設 備　　別添「設備一覧表」のとおり

【参考情報】和歌山城天守閣の概要

（１）施設概要

営業時間　：　午前９時～午後５時３０分（最終入場は、午後５時まで）

※　午後８時までのナイター営業期間（繁忙期及び夏期の土日）あり。

※　元旦は、午前６時から営業

休 館 日　：　１２月２９日～３１日

※　その他、館内一斉清掃等による臨時休館（１日）あり。

※　令和２年度、３年度にはコロナ禍による臨時休館を数日行っている。

入 場 料　：　大人４１０円、小人２００円

（２）過去５年間の入場者数

令和３年度　：１２１，４２８人

令和４年度　：１７６，８００人

令和５年度　：２１３，４９８人

令和６年度　：２３１，８４５人

令和７年度　：２６７，０８７人

（３）今後の天守閣に関する計画

現在、和歌山城天守閣の整備方針を検討中あり、今後改修工事を行う場合がある。

その場合、閉鎖期間は長期に及ぶ可能性もある。

（３）基本条件

事業者は、都市公園法及び和歌山市都市公園条例に基づく公園施設管理許可を得て、売店を管理・運営するものとする。

①　営業期間等について

○　営業期間は、令和９年６月１日から令和１４年５月３１日までとする。

ただし、現在検討中の天守閣の整備に係る状況により、最大２年間の延長を可能とする。

・２（２）②の範囲外に簡易テントなどを設置し、営業する場合は、２（２）④の使用料とは別に、和歌山市都市公園条例第９条に基づく使用料（１日１㎡当たり５２０円又は１月１㎡当たり１，５７０円　※令和８年１１月現在）の支払いが必要となる。（軽微なものを除く。）

○　営業日は通年とし、和歌山城天守閣の営業日について、必ず営業するものとする。

○　営業時間は、午前９時から午後５時３０分までを基本に、より効果・効率的な運営時間の

提案を求める。また、営業時間の延長は可能とする。

※　ただし、営業日及び営業時間については、城内整備や感染症等による影響により、臨時休業、時短営業等が必要な合理的な理由がある場合は、この限りでない。また、国・県・市等から営業自粛を求められる場合は、それに応じること。

②　管理・運営について

○　売店は、都市公園法上の公園施設（便益施設）であることから、その役割を十分理解し、公共性の高い憩い、集いの場の創出に努め、無料休憩所としての来訪者の利用を妨げないものとする。

○　来園者が快適に売店を利用できるよう、売店内だけでなく、灰皿を含む売店等周辺の清掃も行い、事業者の負担において一体的に管理するものとする。

○　売店では、和歌山の文化・歴史を発信するためにふさわしいもので、飲食物の提供を含む物品販売等の複合的な事業を行うものとする。

○　混雑時における機能性及び安全性に配慮するものとする。

○　和歌山城公園内でのイベントや和歌山城天守閣ナイター営業等の実施時に、２（２）に記載の店舗以外での飲食物販の提供等を行う場合は、和歌山城整備企画課と協議すること。

○　自動販売機については、２（２）に記載の設置面積外における設置は、不可とする。

○　和歌山城公園普通車駐車場は来園者用の駐車場であるため、搬入出車両や従業員の駐車は基本的には認めない。

○　売店への荷物の搬入については、和歌山城天守閣の指定管理者が管理しているモノラックの使用が可能である。（使用研修後は、事業者自身がその責任を持って操作すること。）

○　売店の内部については、禁煙とする。

○　天災又は天災による建物被害により生じる営業上の損失等については、一切補償しない。

○　やむを得ない事情で、天守閣を閉鎖することがある。この場合に生じる損害については、閉鎖期間にかかわらず一切補償しない。

○　売店で発生する全ての廃棄物については、事業者の責任で適正に処理することとし、処理に要する費用は、事業者の負担とする。

○　食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令で定める関係機関等への申請・届出等については、すべて事業者の負担と責任において行うこと。なお、新たに許可を受けた場合、速やかに許可書の写しを和歌山城整備企画課に提出すること。

○　利用者からの要望やクレーム等については、迅速かつ誠実に対応し、その内容については、必ず報告するものとする。

○　営業に際して、必要となる保険（盗難保険、火災保険等）については、事業者が必要に応じて加入するものとする。ただし、賠償責任保険の加入については、必須とする。

○　売店については、無料休憩所の機能を有し、常時開放された状態とすること。

ただし、別添図面「平面図」に示す『厨房前室』、『厨房』、『物品販売店』、『更衣室・バックヤード』の部分については、シャッターにより区画できる構造となっているため、営業時間外等には閉鎖することができる。

なお、機械警備や防犯カメラについては、事業者において、必要に応じて設置すること。

○　和歌山城公園管理の検討のため、売店内の視察などを依頼する場合、可能な限り協力すること。

○　市又は市の委託事業者等に対して、業務に支障がない範囲において、可能な限り協力すること。

○　市の求めがあった場合は、売上等の経営状況が分かる資料を速やかに提出すること。

③　設備等の条件について

○　許可期間終了時は、事業者の負担において原状回復が必要である。原状回復の範囲については、和歌山城整備企画課と協議の上、決定する。

※　本事業における原状回復とは、原則として、事業開始前の状態にすることを言う。

※　許可の範囲内で事業者が施工した造作等については、許可期間終了後、市はこれを買い取り、又は引き取ることはしない。ただし、引継ぎ事業者に当該造作等を譲渡し、引き続き使用する場合は、この限りでない。

○　売店の管理・運営に必要となる設備（陳列棚、陳列台、机、イス、レジスター等）については、事業者の責任の下、導入するものとする。

○　売店の管理・運営に必要な機器・備品等の日常的な補修・修繕等は、事業者の負担で行うものとする。

○　売店の管理・運営に必要な消耗品は、事業者の負担で適宜交換するものとする。

○　グリーストラップについては、事業者が週に１度程度清掃を行うなど、適切に管理し、衛生管理及び機器の故障防止に努めること。

○　別添「備品一覧表」にある備品については、現況有姿により無償で貸与するものとする。なお、補修・修繕等については、原則、事業者が行うものとし、補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属するものとする。

○　事業者の責めに帰すことができない事由により必要となった建物及び設備の補修・修繕等については、予算の範囲内において、本市が実施する。ただし、事業者の瑕疵によるものについては、事業者が実施するものとし、補修・修繕等の実施により生じた財産は、市に帰属するものとする。

○　ライフライン（上下水道、ガス、電気等の供給施設インフラ設備）については、既設のものを使用できる。その際、各々の使用料金については、事業者の自己負担となる。なお、上下水道については、各奇数月にそれぞれ、その前２カ月分（例：５～６月分を７月）の使用料を市に支払うこと。その他、ガス、電気等については、事業者が直接契約すること。

○　既存の備品及び設備を改良する場合には、その可否について和歌山城整備企画課と協議の上、事業者の自己負担により行うことができる。

④　その他

○　事業者は、年度終了後６０日以内に、次の内容を含む実績報告書を市に提出すること。ただし、管理・運営事業者の変更に伴い５月３１日をもって事業が終了する場合、前事業者は、事業終了日の翌日（６月１日）から起算して６０日以内に実績報告書を市に提出すること。

・売店管理・運営に関する自己評価
・収支報告書（月次の売上内訳等を含むもの）
・管理・運営状況
・その他必要事項

○　管理・運営事業者が交代した場合、５月分の上下水道使用料については旧事業者に、６月

分上下水道使用料については新事業者に、それぞれ請求するものとする。金額については、それぞれの使用水量に応じて７月請求金額を按分した金額とする。

（４）許可期間（営業許可期間）

令和９年６月１日～令和１４年５月３１日

3　参加資格

本事業者募集に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）次のいずれにも該当しない者であること。

①　調達契約を締結する能力を有しないこと。

②　破産者で復権を得ないものであること。

③　宗教活動又は政治活動を目的とするもの。

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者であること。

⑤　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から２年を経過しないこと。

（２）次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

①　市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

②　消費税及び地方消費税

③　所得税又は法人税

（３）実施要項の公表日から事業候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成５年５月１日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成１５年５月１日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（４）前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要項（平成２０年６月１日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあっては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあっては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

（６）営業に関し、必要な食品衛生法ほか関係法令に基づく許認可等を営業開始までに確実に取得できる者であること。

（７）保健所長から、過去２年間、食品衛生法に基づく整備改善命令、許可の取消し又は営業禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。

（８）和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。

4　説明会

（１）開催日時　：　令和８年１２月３日（木）　午後３時から

（２）開催場所　：　和歌山市一番丁３番地　和歌山城天守閣前広場

（３）集合場所　：　わかやま歴史館　３階　第１会議室
（４）内　　容　：　実施要項の説明及び現地確認
（５）参加申込
①　受付期間　：　令和８年１１月２４日（火）から１１月２７日（金）まで（必着）
②　申込方法
申込期間内に「天守閣前売店管理・運営事業者募集説明会参加申込書」（様式１）に必要事項を記入の上、メールで和歌山城整備企画課まで申し込むこと。なお、電子メールの件名は、「天守閣前売店管理・運営事業者説明会参加申込」とすること。（電話、口頭、ＦＡＸ、郵送による申込みは、受け付けない。）
③　申込受付の確認
参加申込を受け付けた後、和歌山城整備企画課から確認メールを送付する。１２月１日（火）午前９時までに確認メールが届かない場合は、同日午後５時１５分までに和歌山城整備企画課へ連絡すること。
（６）留意事項
○　事業者募集に係る資料一式を持参すること。
○　１人の参加者が、複数の事業者の代理人となることはできない。
○　参加者多数の場合、日時及び場所を変更する場合がある。
○　参加できる人数は、１事業者につき２人までとする。
○　メールサービス、メールソフト、ウイルス対策ソフト等の設定により「迷惑メール」と認識され、メールが届かない場合があるため、事前に和歌山城整備企画課からのメールを受信できるように設定すること。
○　説明会に参加していない者は、原則として本募集に参加することができない。ただし、令和８年度に当施設の管理・運営を行っている事業者については、この限りでない。

５　事業者募集参加資格確認申請書の作成及び提出
（１）提出書類　　１部
①　事業者募集参加資格確認申請書等の表紙（表紙１）
②　『事業者募集参加資格確認申請書（様式２）』
③　「３　参加資格（２）」に示す確認資料
ア　本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類
本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件募集に係る申請書及び確認資料の提出日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の『市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式３）』を提出すること。
イ　消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類
納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その３の３を、個人にあっては納税証明書の様式その３の２を提出すること。なお、当該証明書については、本件募集に係る申請書及び確認資料の提出日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

④　事業者の概要（パンフレット等既存のもので構わない。）

⑤　事業実施に必要な許認可（飲食店等の営業許可）及び従業者の資格（防火管理者、食品衛生責任者）を示す書類（許可書、免許等の写し）並びに誓約書（様式４）

なお、和歌山市契約規則（平成１５年規則第８３号）の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されていないものにあっては、以下⑥についてもあわせて提出すること。

⑥　役員等調書及び照会承諾書（様式５）

（２）受付期間　：　令和８年１２月１０日（木）から１２月１４日（月）午後５時まで（必着）

（３）受付場所　：　上記１（３）に同じ。

（４）提出方法　：　持参又は郵送（電子メール、ＦＡＸ等による提出は受理しない。）

6　事業者募集参加資格確認通知書の送付

提出された事業者募集参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日　：　令和８年１２月１７日（木）予定

7　質問の受付及び回答

（１）質問期間　：　令和８年１１月１６日（月）から１２月２４日（木）午後５時まで（必着）

（２）質問方法　：　質問書（様式６）をメールで提出（電話、口頭、ＦＡＸ、郵送による質問は、受け付けない。）その際、件名は、「天守閣前売店管理・運営事業者募集質問」とすること。

※　電子メール送信後、必ず確認の電話をお願いします。

（３）受付場所　：　前記１（３）に同じ。

（４）回答方法　：　和歌山市ホームページ上で随時公開

8　企画提案書の提出

（１）提出書類　　正本１部＋副本９部（Ａ４　１０ページ以内でまとめること。）

①　企画提案書等の表紙（表紙２）

②　企画提案書（様式７－１～６）

③　営業時の売店内のイメージを示す資料

④　その他、添付書類

（２）提案条件

○　売店の管理・運営にかかる基本的な考え方の提案

○　和歌山城天守閣前という立地の特性に配慮したコンセプトの提案

○　和歌山城及び周辺の既存施設との共存又は差別化に配慮した展開の提案

○　和歌山城周辺における回遊性を高める提案

○　バリアフリーについて、「和歌山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」（平成２４年条例第６９号）に基づいた提案

○　来園者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理・運営の提案

○　ホスピタリティあるサービスを確保する提案

○　年間を通じて円滑な管理・運営体制及び効率的な従業員の配置体制の提案

○　地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営体制の提案

○　持続的に運営可能な計画の提案
○　営業時の売店内のイメージの提案（平面図、イメージ図等を添付すること。）
○　業種・業態、取扱品目、集客・売上見込、営業時間、従業員数等の提案
○　設備投資計画、利益計画等に関する提案
○　和歌山の文化・歴史を発信するためにふさわしい飲食物の提供及び物品販売の提案
○　提案内容は、建築基準法、都市公園法、和歌山市都市公園条例、文化財保護法、和歌山市文化財の保存及び活用に関する条例、和歌山市屋外広告物条例、消防法、その他各種関係法令等を遵守すること。
○　提案内容の実施に当たり、内容の詳細によっては、市と協議が必要な場合がある。
○　市が主催するイベント等に伴い、第三者による出店を行う場合がある。
○　市及び和歌山城が行うイベント等との連携に配慮すること。

（３）受付期間　：　令和９年１月１８日（月）から１月２０日（水）午後５時まで（必着）
（４）受付場所　：　上記１（３）に同じ。
（５）提出方法　：　持参又は郵送（電子メール、ＦＡＸ等による提出は受理しない。）
（６）提出制限　：　企画提案書は、１事業者について１件を限度とする。

９　事前審査

参加資格者が５者以上となる場合は、提出書類及び企画提案書による事前審査を実施する。その結果、企画提案評価会参加者を上位４者以下に決定する。結果については、書面にて通知する。なお、事前審査については非公開で実施する。

１０　本審査

本事業者募集の評価は、次のとおり行うものとする。

（１）企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容について、下記「13　評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を候補者（以下「事業候補者」という。）として特定する。

（２）評価についての注意事項

①　最高得点の者が複数となった場合は、審査委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数となった場合には審査会協議のうえ委員長が事業候補者を特定する。
②　事業候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を事業候補者とする。
③　本募集に参加した事業者が１者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、事業候補者を特定することができる。
④　提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、事業候補者を特定しない場合がある。
⑤　前号に該当する場合又は本募集への参加事業者が無かった場合、現事業者と協議の上、管理・運営事業者を決定する。

（３）プレゼンテーション開催日時及び場所等

①　実施内容　：　企画提案説明に２０分、質疑応答に１０分とする。

② 開催日時 ： 令和９年１月下旬（予定）

③ 開催場所 ： 和歌山市一番丁３番地 わかやま歴史館３階 第１会議室

※ ただし、正式な日程等の詳細については、企画提案書受付終了後、通知する。

（４）プレゼンテーションの注意事項

① 順番は、企画提案書の提出が遅かった者からとする。

② プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施する。ただし、応募者が用意するタブレット端末等の使用は妨げない。特に使用したい機材等がある場合は、事前に事務局へ申し出ること。

③ １者３名までの参加とし、企画提案書以外の資料の配布は一切認めない。

④ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。

（５）評価結果の通知

評価結果については、事業者募集評価結果通知書（令和９年２月上旬送付予定）により通知する。

１１ 失格事項

本事業者募集の事業者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

（１）提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

（２）提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

（３）プレゼンテーション等に出席しなかったもの

（４）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

（５）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

１２ その他留意事項

（１）提出期限以降における書類の差替え及び再提出は、認めない。

（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

（３）提出書類は返却しない。また、事業者の承諾なく、本募集に係る事業候補者の特定以外の目的には使用しない。

（４）本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。

（５）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、事業者の負担とする。

（６）事業候補者特定後、事業実施前であっても、本市から資料等の提出を依頼する場合がある。この場合に資料等の作成に要した費用等についても、前項と同様とする。

（７）その他諸般の事情により本募集の中止が決定した場合、応募者の有無に関わらず、選定の中止、その後の許可等を行わない場合等がある。その場合、準備に要した費用についても、前２項と同様とする。

１３　評価基準及び配点

評価基準	主な審査様式	配点
（１）売店運営内容に関する基本的評価（配点：80 点／150 点）		
①　和歌山城及びその周辺の特性や来園者のニーズを理解した魅力ある内容となっているか。	様式 7-1	20 点
②　営業日数、営業時間等は適切か。	様式 7-2	10 点
③　来園者のニーズに合致した飲食及び物販が提案されているか。	様式 7-3	10 点
④　売店の運営に当たり、適切な人員配置がなされているか。	様式 7-4	10 点
⑤　防犯防災等の店舗運営上の安全管理や食品衛生・品質管理など事故防止策に配慮されているか。	様式 7-4	10 点
⑥　適切な収支計画（年間売上高、年間客数、客単価、原価、人件費、店舗設置にかかる初期設備投資額等）が立てられており、実現性が高いと認められるか。	様式 7-5	10 点
⑦　同種・類似施設の運営実績、事業の継続性等から、本業務を安定的かつ継続的に遂行する能力・信用性が認められるか。	提出書類	10 点
（２）和歌山城天守閣周辺地域の魅力向上に向けた取組にかかる評価（配点：50 点／150 点）		
①　飲食物販の提供以外に、来園者の満足度の向上や賑わいの創出、集客につながる企画やサービスが提案されているか。	様式 7-1	20 点
②　和歌山城や周辺の観光案内等の情報発信や交流を図るなど、和歌山城周辺における回遊性を高める工夫がされているか。	様式 7-1	10 点
③　和歌山城天守閣及び周辺の既存施設との共存又は差別化に配慮した管理・運営が行われ、相乗効果が期待できるか。	様式 7-1	20 点
（３）本市への貢献度にかかる評価（配点：20 点／150 点）		
①　地元雇用など地域経済活性化に貢献できるか。	様式 7-6	20 点
合計		150 点

○　評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である	10 点　・　20 点
優秀である	8 点　・　16 点
満足できる	6 点　・　12 点
一部物足りなさを感じる	4 点　・　8 点
満足できない部分が多い	2 点　・　4 点
全く満足できない	0 点

14　備品一覧表

（1）厨房	
	冷凍冷蔵庫（ＳＲＲ－Ｋ７８１ＣＬ）
	ガステーブル（ＴＳＧＴ－０９２１）
	角型ゆで麺器（ＴＧＵＳ－５０）
	卓上電気ウォーマー（Ｎ－ＴＣＷ－５５３５Ｅ－２）
	コールドテーブル冷蔵庫（ＳＵＲ－Ｋ１２６１ＳＡ）
	製氷機（ＳＩＭ－Ｓ２５００Ｂ）
	２槽シンク　大（給湯機能　有）
	２槽シンク　小（給湯機能　無）
	作業台
	吊戸棚
	調理台
（2）更衣室・バックヤード	
	エアコン（三菱、ＭＳＺ－ＡＸＶ２２１７－W）
	ミニキッチン（水道、ＩＨ）

15　設備一覧表

（1）電気設備	
	単相３線、１００Ｖ、２００Ｖ（合計容量　２４．２ｋｗ）
	予備コンセント　　単相２００Ｖ…１口 単相１００Ｖ…３口
（2）ガス	
	プロパンガス
（3）水道	
	受水槽
（4）下水道	
	公共下水接続
（5）空管（売店及び更衣室・バックヤードの壁面）	
	電話・光回線用
	機械警備用
	テレビ用

※備品及び設備の貸与については、現況有姿による。